

2022年第3研究委員会アンケート

イスラエル

2022年、刑法を対象分野とする第3研究委員会は、「言論の自由に対する刑法による制約」を研究することを決定しました。

議論の円滑や、私達の同僚からの学びの支援のため、各国の皆様には以下の質問への回答をお願いいたします。

1. あなたの国は、言論の自由を保護していますか？保護しているとすればどのように保護していますか？回答にあたっては、全体像を示すような権利章典、人権憲章、人権擁護法案などの適用法規、及び/又は判例法を引用してください。

日本国憲法は、次のとおり言論の自由を保障している。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

2. あなたの国は、ヘイトスピーチを犯罪として扱っていますか？もしそうなら、どのように扱っていますか？全体像を示すような法規及び/又は判例法を引用してください。

日本では、ヘイトスピーチは、その具体的な態様によって、名誉毀損罪（刑法230条）、侮辱罪（同231条）、脅迫罪（同222条）、威力業務妨害罪（同234条、233条）などとして処罰されている。

3. あなたの国は、刑法上、言論の自由に対する制限を設けていますか？もし設けている場合は、どのような法規なのか全体像を教えてください。その際は、以下の点を含めてください。

- ・性別、性的嗜好、宗教、人種その他の理由に基づき、言論の自由について特別な保護を享受する集団はありますか？
- ・例えば、宗教や政治に関する議論など、言論の自由における特別な保護の享受について議論はありますか？

日本の刑法上、言論に関連する処罰規定の代表例は次のとおり。

(名誉毀損)

刑法第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(侮辱)

刑法第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

刑法第175条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

(犯罪の煽動)

破壊活動防止法第38条 刑法第77条〔内乱〕、第81条〔外患誘致〕若しくは第82条〔外患援助〕の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてその罪のせん動をなした者は、7年以下の懲役又は禁錮に処する。

このうち、例えば名誉毀損罪については、次のような特例が定められている。

(公共の利害に関する場合の特例)

刑法第230条の2 前条第1項〔名誉毀損〕の行為が公共の利害に関する事実

に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事
実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行
為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係
る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、こ
れを罰しない。

この規定の趣旨は、個人の名誉の保護と正当な言論の保障との調和を図るものと
の判例がある。なお、仮に掲示された事実が真実であったことが証明されなかつた
場合であっても、行為者がそれを真実であると相当の理由をもって誤信していた場
合には、犯罪は成立しないという判例もある。

日本には、被告人の性別、性的嗜好、宗教、人種その他の属性や、宗教及び政治
など言論の内容を具体的に特定して、言論の自由を特別に保護する規定はない。

4. 刑法で言論の自由を制限している場合、その制限は絶対的なものですか、それと
も言論の自由と比較衡量されなければならないものですか？

- これはすべての集団に適用されますか？一部の集団にのみ適用される場合、当該
制限は絶対的なものですか、それともそうではありませんか？どのような人や集
団がいずれのカテゴリーに属するかにも言及してください。

- 言論の自由と制限を比較衡量する場合：
 - ・どのようにバランスをとるべきかのガイドラインはありますか？
 - ・もある場合、次の2つの要素のうちどちらが重視されますか？
 - a)言論の自由の保護
 - b)保護される法益のカテゴリー（カテゴリーによって異なるのでしょうか？）
 - ・裁判官によって比較衡量の結果が異なりうるような裁量はどの程度存在しますか？
- 言論に関する処罰規定においては、上記3.での回答と同様、犯罪行為に該当するか否かや、不処罰となる特例への該当性を判断する際に、当該処罰規定の保護法益と言論の自由とが比較衡量されるのが一般的であると思われる。
- これは、すべての国民に適用されるものである。
- 言論の自由の保護と保護される法益のどちらが重視されるかは、過去の判例等も踏まえつつ、個々の事件ごとに判断される。

5. 当該刑罰法規は、市民にとって明確で理解しやすいと思いますか、それとも疑問を抱かせるものだと思いますか？
- ・疑問を抱かせるものである場合、当該法規はどのように表現されていますか？それは市民が声明を出すことを抑止していますか？あるいは、市民が訴えられることを抑止していますか？
- これらの刑罰法規が不明確であるとして争いになる事例はほとんどない。
6. 裁判官として活動する中で、言論の自由とその保護及びヘイトスピーチの犯罪化に関するあなたの国の関連法規は、明確で理解しやすいと感じますか？それ

とも同じ種類のケースで異なる結果を生む余地があり過ぎると感じますか？

裁判官は、同種事案における過去の判断も参照した上で、個別事案に応じた適切な法令の解釈、適用を行っていると承知している。